

## 大阪市会議長への「要望書」と傍聴

3日午前、「夢洲 IR 用地の土地改良事業に係る債務負担行為の追加」修正議案に関して、基本合意文書を情報開示させ、慎重審議を求める要望書を提出した。大阪市が修正議案を提出したので、本来は陳情書を提出したかったが、日程的に無理なので議長への要望書にした。参考に、要望書全文を下記に掲載しておく。

午後に開催された建設港湾委員会を傍聴することにした。傍聴席は私だけであった。委員会の冒頭、私が修正して提出した陳情書タイトルを、委員長が紹介した。これで退席しようと考えたが、せっかくなので港湾局・建設局・環境局の来年度予算案などの説明を聞くことにした。参考になることも多かった。



予算・関連案件前の「港区三十間堀川の堤防工事における下水管の損傷について」という報告と質疑が興味深かった。木下吉信委員(自民)がこの件について議会への報告がなぜ遅れたのか、議会軽視ではないかと、厳しく港湾局と建設局を問い詰めた。局長をはじめ、担当者は同じ答弁を繰り返した。「市民生活に直接影響がなかったから」という担当者の発言に対し、木下委員は抗議の声をあげた。

それと委員長会派(維新)が問題としなかったことに、議会の行政へのチェック機能という点で維新を批判したのが印象的であった。大阪市廃止・特別区設置「法定協議会」から、市会本会議や委員会などを傍聴してきた。そこで感じてきたのが、維新と公明の「議会人」としての姿勢である。とくに維新委員は行政をチェックするというよりも、市政の「応援団」のようであり、維新の「宣伝の場」であるかのようであった。大阪市の行財政、当局をきちんとチェックすることこそ議会の責務であることを、維新の議員は理解していないのではないか。そんなことを考えながら、質疑に耳を傾けた。

(2023年3月6日)

《参考》

大阪市会議長 様

**「夢洲 IR 用地の土地改良事業に係る債務負担行為の追加」修正議案に関して、基本合意文書を情報開示させ、慎重審議を求める要望書**

大阪市の行財政の行方、市民生活にとって、大阪市会の果たす役割はきわめて大きいと考えています。それで大阪市民の一人として、市会に傍聴や陳情を続けてきました。

私は2月24日、議会事務局にIR土地課題「788億円債務負担行為」の見直しを求める陳情書を提出に行きましたが、5年度予算案だけの陳情なので、このままでは受理できないと言われました。締め切り日なので、「IRを含む夢洲地区の土地造成・基盤整備事業」の見直しを求める陳情書などと修正して再提出し、受理されました。この陳情書は建設港湾委員会に付託されたようです。

その後、大阪市が夢洲の IR カジノ用地の土地改良事業に係る債務負担行為の追加 (R5 当初予算案の修正) を発表したことを知りました。予算案の修正理由として、次の 3 点を挙げています。

- ・事業者と締結予定の「事業用定期借地権設定契約」で、市の費用負担 (将来の予算を拘束する義務負担) を定める必要

- ・R4 当初予算で債務負担行為を設定していたが、国の区域認定が当初想定より遅く、区域認定後に実施協定の認可を得て、当該債務負担行為が有効な令和 4 年度内に契約締結できるか確定的に見通せない状況

- ・引き続き令和 4 年度内の契約締結を最大限めざすが、仮に厳しい状況になった場合でも、IR 早期開業に向け事業スケジュールへの影響を最小限とし、出来るだけ速やかに契約締結できるよう、令和 5 年度当初予算において改めての債務負担行為を設定

そして令和 5 年度当初予算の修正議案 (債務負担行為の追加) を令和 5 年 2 月・3 月市会に上程するとしています。債務負担行為の内容は、期間が令和 6 年度から令和 15 年度に変更されています。

国がまだ区域認定していないので、当然の措置と考えますが、令和 5 年度当初予算の修正議案 (債務負担行為の追加) については、とりわけ次の点に留意して慎重審議していただくよう要望します。昨年の債務負担行為 788 億円の議決後に、大阪府・大阪市と IR 株式会社は、事業用定期借地権設定契約などの「基本協定」を締結しました。私はこの「基本協定」関係公文書を情報公開請求しましたが、別紙 1~5 の協定内容は全面非開示でした。市会にもまだ開示されていないと聞いています。

債務負担行為の審議にあたっては、事業用定期借地権契約書などの別紙を一刻も早く開示させて審議する必要があります。契約書も見ずに、市会も「サイン」などできないはずで、大阪市民の生活に直接関わる巨額の公金が IR 用地に投入されるわけであり、くれぐれも正確な情報にもとづく慎重な審議を切に要望します。

3 月 3 日 山田明